１　基本理念

「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」

本区では、若年層を中心とした人口流入が続き、高齢化率は国や東京都と比較して低い水準にあるものの、高齢者人口は今後も着実に増加することが見込まれています。特に令和10（2028）年以降は65～74歳人口が増加し、その後は85歳以上人口も増加するなど、高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。一方で、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護人材不足など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・複雑化するニーズへの対応が求められています。

本区が実施した高齢者生活実態調査の結果をみると、健康づくりや介護予防への取組に加え、地域活動などを通じた社会参加の促進など、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境の整備が求められています。また、人生の最終段階を見据えた終活への関心が高まるなど、高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に応じた支援の充実も重要となっています。

同時に、地域とのつながりの希薄化による孤独・孤立の深刻化、認知症高齢者の増加、医療と介護の双方を必要とする高齢者への切れ目のない支援体制の構築など、複雑化・多様化する課題への対応が求められています。さらに、災害時における安全・安心の確保、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいの確保なども引き続き必要です。

加えて、今後も増加が見込まれる介護ニーズに対応し、質の高い介護サービスを持続的に提供していくため、介護人材の確保・育成・定着を進めるとともに、ICTの活用などによる介護現場の生産性向上を図るほか、医療・介護・福祉をはじめ、多様な主体が連携していくことが必要となっています。

第９期計画では、基本理念である「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」のもと、「健康づくり」「生活支援」「認知症ケア」「医療」「介護」「住まい」の６つの基本目標を柱として、「中央区スタイルの地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

一方、国においては、「認知症施策推進基本計画」の推進や、社会福祉法等の一部改正を踏まえた身寄りのない高齢者への支援の充実等、地域共生社会の実現に向けた取組が進められるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年（2040）年を見据え、医療・介護・福祉サービスを持続可能なものとしていくため、地域包括ケアシステムのさらなる深化や介護人材の確保、生産性向上などが求められています。

本区においても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、高齢者一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、地域住民、町会・自治会、関係団体、医療・介護事業者、企業、行政など多様な主体が連携しながら、高齢者を地域全体で支える仕組みをさらに充実させていく必要があります。

このような状況を踏まえ、第10期計画においても、第９期計画から引き続き「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念に掲げ、「健康づくり（介護予防）」「生活支援」「医療」「介護」「認知症」「住まい」の６つの基本目標のもと、フレイル予防をはじめとする健康寿命の延伸、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備、在宅療養支援の充実、介護サービス基盤の強化、認知症との共生と予防、安全・安心な住まいの確保を総合的に推進します。

これにより、「中央区スタイルの地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指し、高齢者施策を着実に展開していきます。

２　基本目標

基本理念を実現するため、第10期計画における課題を踏まえ、６つの柱を基本目標として、施策に取り組んでいきます。

目標１　健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

目標２　生活支援

地域全体で見守り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します

目標３　医療

自分らしく生活できる在宅療養支援を推進します

目標４　介護

介護サービスの質の向上と人材の確保を推進します

目標５　認知症

認知症と共に自分らしく暮らせる社会をつくります

目標６　住まい

安心して生活できる住まいの確保を支援します

3　施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	主な事業
互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち	目標1 **健康づくり（介護予防）** 健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します	**（1）健康づくりの推進**	①健康づくりの普及・啓発　②各種健康づくり教室・講座等の実施　③各種健康診査等　④生活習慣病予防
		（2）フレイル予防・介護予防の推進	①フレイル予防の普及啓発　②フレイル予防対策のための講座等の実施　③中央粋なまちトレーニングの普及　④高齢者通いの場支援事業 ⑤「フレイル予防健診の質問票」、「基本チェックリスト」等によるフレイル予防の支援　⑥データを活用した個別の健康相談・指導
		（3）社会参加と生きがいづくりの推進	①高齢者のデジタルデバイド対策　②いきいき館の運営　③高齢者クラブの活動支援　④シニアセンターの活用　⑤区民カレッジの開催 ⑥「退職後の生き方塾」の開催および活動支援　⑦「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援　⑧シルバー人材センター　⑨無料職業紹介所シルバーワーク中央 ⑩シニア合同就職面接会　⑪高齢者雇用企業奨励金　⑫高齢者通いの場支援事業【再掲】
	目標2 **生活支援** 地域全体で見守り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します	**（1）包括的な相談機能等の充実**	①おとしより相談センターを中心とした総合相談支援　②おとしより相談センターの適切な運営・評価　③包括的相談支援体制の構築　④高齢者福祉事業の普及・啓発 ⑤終活に関する相談・支援
		（2）安心・見守り体制の拡充	①地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動　②協定締結事業者による見守り活動　③民生・児童委員による「ひとり暮らし高齢者等調査」 ④一人暮らし高齢者等の安全・安心を支援する事業　⑤認知症高齢者の見守りサービス　⑥行方不明高齢者等捜索ネットワーク ⑦生活支援コーディネーターによる取組の充実　⑧地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用　⑨いきいき館の運営【再掲】 ⑩高齢者通いの場支援事業【再掲】
		（3）生活を支えるサービスの充実	①暮らしの困りごとサポート　②入退院時サポート　③虹のサービス　④家具類転倒防止器具の設置　⑤補聴器購入費用助成事業　⑥ごみ・資源のふれあい収集
		（4）避難行動要支援者対策の推進	①「災害時地域たすけあい名簿」の配布　②避難行動要支援者支援体制の整備　③「個別避難計画」の作成　④オートコールシステム　⑤福祉避難所の整備 ⑥介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備
	目標3 **医療** 自分らしく生活できる在宅療養支援を推進します	**（1）安全・安心な医療の確保**	①「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布　②地域医療体制整備のための医師会等との連携　③休日等診療　④在宅療養支援病床の確保 ⑤緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）の提供　⑥特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成　⑦災害時の応急救護体制の整備
		（2）在宅医療・介護連携の推進	①在宅療養支援協議会の開催　②医療・介護サービス従事者の多職種連携　③医療と介護の関係者の交流の場の開催　④医療・介護サービス資源の把握および情報提供
		（3）在宅療養支援の普及・啓発	①区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催　②在宅療養支援訪問看護事業　③訪問歯科診療の普及・啓発
	目標4 **介護** 介護サービスの質の向上と人材の確保を推進します	**（1）介護サービスの質の向上**	①介護給付の適正化　②介護事業所への運営指導の実施　③地域ケア会議の開催　④介護保険地域密着型サービスの適切な運営　⑤ケアマネジャーの支援 ⑥介護事業者の支援　⑦介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備【再掲】　⑧福祉サービス第三者評価受審費用の助成　⑨介護相談員派遣事業
		（2）在宅生活を支えるサービスの充実	①「小規模多機能型居宅介護」の維持管理　②巡回型ホームヘルプサービスおよび定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供　③リハビリテーション提供体制の検討 ④ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供　⑤緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）の提供【再掲】 ⑥介護老人保健施設「リハポート明石」の運営　⑦区独自の在宅サービスの提供
		（3）介護人材の確保・育成・定着支援	①介護職合同就職相談・面接会　②介護人材確保支援事業　③地域密着型サービス事業所等介護職員宿舎借上支援事業　④介護事業所の雇用・育成支援の情報提供 ⑤ICT利用促進の情報提供　⑥介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の育成支援
		（4）家族介護者等への支援	①「介護者教室・交流会」の開催　②就労介護者等を対象とした支援　③介護事業者情報の提供　④おとしより介護応援手当　⑤介護者慰労事業 ⑥ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供【再掲】　⑦緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）の提供【再掲】
	目標5 **認知症** 認知症と共に自分らしく暮らせる社会をつくります	**（1）認知症に関する普及・啓発の推進**	①認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用　②認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等 ③「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発　④認知症サポーター養成講座の開催
		（2）認知症のある方の相談・支援体制の充実	①認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援　②「認知症初期集中支援チーム」による支援 ③「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症のある方や家族等への相談支援　④認知症疾患医療センターとの連携 ⑤認知症高齢者の見守りサービス【再掲】　⑥生活習慣病予防【再掲】
		（3）認知症のある方にやさしい地域づくりの推進	①認知症サポーター養成講座の開催【再掲】　②認知症サポーターおよびキャラバン・メイトの活動支援　③認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援 ④地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動【再掲】　⑤協定締結事業者による見守り活動【再掲】　⑥認知症支援における地域ケア会議の活用 ⑦行方不明高齢者等捜索ネットワーク【再掲】　⑧認知症のある方本人の発信・社会参加
		（4）認知症の早期発見・早期支援	①もの忘れ予防検診　②「認知症初期集中支援チーム」による支援【再掲】　③認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用【再掲】 ④「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発【再掲】　⑤若年性認知症に関する相談支援
		（5）地域生活を支える権利擁護支援の充実	①成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発　②成年後見制度を含めた権利擁護支援の利用促進　③区民後見人の養成および活動機会の充実 ④区長申立ての実施　⑤地域連携ネットワークづくりの推進　⑥高齢者虐待相談
	目標6 **住まい** 安心して生活できる住まいの確保を支援します	**（1）施設サービスの充実**	①区立特別養護老人ホームの運営　②認知症高齢者グループホーム等の供給誘導　③シルバーピア等の供給　④サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導
		（2）快適な住まいと住環境を確保するための支援	①高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進　②高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進誘導　③居住サポート住宅の認定及び供給の促進 ④住まいの専門相談（仮称）　⑤緊急通報システムの設置　⑥耐震補強等のための支援　⑦住宅設備改善給付　⑧家具類転倒防止器具の設置【再掲】

4　施策の方向性

目標１ 健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

【現状と課題】

高齢者が心身の機能を維持しながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、健康寿命の延伸やフレイル対策に加え、多様な活動に参加できる地域づくりを一体的に進めることが重要です。こうした取組は、介護予防や孤立の防止にもつながり、地域の支えあいの基盤となるものです。年齢を重ねても心身の活力を保ち、健やかな日々を送るためには、暮らしの中で健康を意識し、人とのつながりや生きがいを持ち続けることが大切です。

骨折・転倒や生活習慣病などを契機として要介護状態へ移行することが懸念されることから、健康づくりや生活習慣病予防を推進し、できる限り健康な状態を維持しながら、自分らしい生活を継続できる期間を延ばしていくことが求められます。そのため、健診や医療・介護データを活用して健康課題や介護リスクの高い高齢者を早期に把握し、一人一人の状態や特性に応じた予防・重症化予防につなげるなど、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進していくことが必要です。

また、本区が実施した高齢者福祉に関する生活実態調査では、フレイルという言葉の認知度によって介護予防への取組状況に差がみられる結果となっており、健康寿命の延伸に向けて、フレイル予防・介護予防に関する理解を深め、早い段階から主体的に取り組める環境づくりを進めることが必要です。

さらに、本区においても、元気なうちはいつまでも働きたいという高齢者や地域活動などを通じて社会参加したいと考える高齢者が増えており、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を活かし、デジタル社会の恩恵も受けながら地域の中で役割や生きがいを持って活躍できる環境を整えていくことも重要です。

【施策の方向性】

- **（１）健康づくりの推進**
- **（２）フレイル予防・介護予防の推進**
- **（３）社会参加と生きがいづくりの推進**

（１）健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康であり続けられるよう、健康づくりのきっかけを作り、継続をサポートすることで健康寿命の延伸につなげます。

【取組の方向性】

■中高年齢者が、意欲的に参加できる教室や講座等を企画・実施するとともに、開催場所や周知方法などを工夫することで、参加しやすい・参加したくなる環境づくりを推進します。
■「中央区健康アプリ」を活用し、各種健康診査等の受診者やイベント参加者を対象としたポイント付与を継続するとともに、受診につながる情報を発信していきます。また、ウォーキングイベント等の健康イベントの開催や健康ポイントによる景品応募を実施することで、中央区健康アプリ利用者数の増加や健康活動の普及啓発を図ります。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	健康づくりの普及・啓発	健康づくりに取り組める区内の施設や事業・教室などをまとめた区のガイドブック等を活用し、高齢者の主体的な健康づくりを推進します。
②	各種健康づくり教室・講座等の実施	筋力向上に有効なマシントレーニングを行う「さわやか健康教室」や１回完結型で気軽に参加できる「ゆうゆう講座」、いきいき館での各種講座のほか、水中エクササイズ教室など中高年齢者のニーズをとらえた多様な教室・講座等を実施します。
③	各種健康診査等	高齢者が自身の健康状態や生活機能の状態を把握するとともに、予防および早期発見を目的とした特定健診、高齢者健診、がん検診、フレイル予防健診、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施します。
④	生活習慣病予防	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病の予防を図ります。さらに、気軽な運動を推進するため、引き続き中央区ウォーキングマップの配布や中央区健康アプリの配信等による健康活動の普及啓発を図ります。また、国民健康保険では、区が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどから、生活習慣病に起因する慢性腎臓病の発症及び重症化予防のため医療機関受診勧奨のほか、保健師等が被保険者に対して生活習慣改善に向けた支援を実施します。

（２）フレイル予防・介護予防の推進

高齢者は、加齢に伴う心身や認知機能の低下に加え、複数の慢性疾患や社会的な孤立など、多面的な健康課題を抱えています。そのため個々の特性に応じたきめ細かなフレイル及び介護予防対策を推進していきます。

【取組の方向性】

■区民一人一人がフレイル予防を自分事として捉えられるよう、「フレイル予防フェア」や地域での測定会を開催するなど普及・啓発の取組を強化していきます。
■保健師・管理栄養士・歯科衛生士による出張講座やセミナー等を通じて、フレイル予防に関する正しい知識と実践力を身につける支援を行います。
■高齢者が身近な場所で継続的に健康づくりに取り組めるよう、フレイル・介護予防体操「中央粋なまちトレーニング（粋トレ）」を広めていきます。
■フレイル予防の基盤となる「社会参加」を促進するため、「高齢者通いの場」の運営団体への支援や担い手・会場の確保に取り組み、地域全体で高齢者を支える体制を構築します。
■「フレイル予防健診の質問票」や「基本チェックリスト」による早期発見に加え、ＫＤＢ（国保データベース）システム等の医療・介護データの分析に基づき、リスクの高い方や健康状態が不明な方に対して、個別に訪問・指導を行う健康支援を充実させます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	フレイル予防の普及啓発	区民が広くフレイル予防を知るきっかけとなるよう、「フレイル予防フェア」や地域で測定会を開催するなど、関係機関と連携を図りながら普及啓発の機会の場の拡大に努めます。 また、フレイルの認知度を高めるため、フレイル予防月間に集中的に周知を図るほか、中央区フレイル予防応援キャラクター“粋なさつきちゃん”を効果的に活用した取組を実施して、普及啓発を推進します。さらに、区のホームページの充実等で情報発信も強化します。
②	フレイル予防対策のための講座等の実施	フレイル予防に関する正しい知識と実践する力を学ぶ機会を増やすため、これまで実施してきた高齢者通いの場等での健康講座に加えて、新たに、希望する団体や区民に保健師・管理栄養士・歯科衛生士によるフレイル予防対策出張講座やセミナー等を実施して、区民が自らフレイル予防対策に取り組めるよう支援します。
③	中央粋なまちトレーニングの普及	転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれるフレイル・介護予防体操「中央粋なまちトレーニング（粋トレ）」を区民ボランティア等を活用して広め、地域の健康づくりに取り組みます。また、粋トレが、高齢者の生活スタイルに合わせて気軽に継続できるよう、実施場所の拡大充実にも努め、さらなる普及を図ります。
④	高齢者通いの場支援事業	高齢者が身近な地域で交流できる場となる「高齢者通いの場」を立ち上げ、または拡充する団体に対して運営費を補助し、高齢者を地域で支える活動を支援します。併せて、介護予防・フレイル予防推進員を活用して、運営者には研修会や交流会を、参加者には、健康相談等を実施し、フレイル予防に資する活動を支援します。
⑤	「フレイル予防健診の質問票」、「基本チェックリスト」等によるフレイル予防の支援	健診時の「フレイル予防健診の質問票」や「基本チェックリスト」により、一人一人に合った健康づくりプログラムを提案して、健康づくりを支援します。 また、生活機能が低下した高齢者に対しては、生活機能改善に向けた、運動指導や栄養改善、口腔ケアなどのミニ講習を行う「はつらつ健康教室」への参加を勧奨し、フレイル予防につなげる健康づくりを支援します。
⑥	データを活用した個別の健康相談・指導	ＫＤＢ（国保データベース）システム等により、医療・健診・介護データから、栄養・口腔・身体的フレイルや生活習慣病重症化のリスクが高い高齢者に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個別訪問等による健康相談・指導を実施します。また、健康状態が不明な方には、保健師等が個別訪問による健康状態の把握を行い、介護予防等のサービスにつなげるなど、一人一人の特性に合わせた健康支援に取り組みます。

（３）社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者が地域でのつながりを持ちながら、交流や生きがいづくり、就労など多様な活動に参加し、デジタル社会の恩恵を受けながら、いきいきと暮らし続けられるための取組を進めます。

【取組の方向性】

■高齢者に馴染みのある場所で、スマートフォン教室や相談会を定期的に開催するなど、高齢者のデジタルデバイド[1]（情報格差）の解消に向けた取組を充実します。
■いきいき館や高齢者クラブの活動支援、地域活動への参加機会の充実を図ることで、高齢者の社会参加を促進し、生きがいや健康づくり、孤立の防止につながる環境整備を推進します。
■中高年齢者がこれまでの経験や技能を活かして地域活動や社会貢献が行えるよう活動の場や機会の拡充を図るとともに、地域のニーズとのマッチングを積極的に進めます。
■高齢者の就労促進に向け、個々の状況に応じた多様な働き方について、シルバー人材センターやシルバーワーク中央と連携するほか、高齢者雇用に積極的な企業へ働きかけを行うなど、高齢者の就業機会の拡大を総合的に推進します。

[1] デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	高齢者のデジタルデバイド対策	各いきいき館やシニアセンター等において、パソコン・スマートフォン教室や相談会などを実施することで、デジタル機器の利用促進と多様なニーズに的確に対応します。
②	いきいき館の運営	高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりにつながる多様な講座や利用者参加型のイベントを実施します。各館に孤立防止・生きがい推進担当を配置し、来館の途絶えた高齢者に「お元気ですか？コール」を行うなど地域の関係機関等と連携し、高齢者の社会的孤立防止にも取り組みます。
③	高齢者クラブの活動支援	地域の高齢者の自主的組織である高齢者クラブの育成や活動費の助成等を行い、活動の継続・活性化と地域での役割発揮を支援します。
④	シニアセンターの活用	区内在住・在勤でおおむね50歳以上の個人・団体を対象として、社会参加に関する情報や機会および場所の提供、生きがい活動リーダー（生きがい活動支援室）による活動を通じ、中高年齢者の主体的な社会参加活動を支援します。
⑤	区民カレッジの開催	区民に学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域活動に活かしていけるよう支援します。
⑥	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない中高年齢者に対し、退職後の生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供します。受講修了者の地域でのサークル活動や地域貢献活動も支援します。
⑦	「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援	知識や技能を持った人材を登録し、その活動を必要とする団体等とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やＰＲ活動を行い活躍の場を広げます。
⑧	シルバー人材センター	区からの受託事業のほか、民間事業所、一般家庭からの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えます。
⑨	無料職業紹介所 シルバーワーク中央	求職者への丁寧な面談を行うとともに、新しいチャレンジにつながる再就職セミナーを実施し、本格的な就労を希望する高齢者に対して働く場の提供やきっかけづくりを行います。
⑩	シニア合同就職面接会	高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催によるシニア合同就職面接会を実施します。
⑪	高齢者雇用企業奨励金	高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図ります。
⑫	高齢者通いの場支援事業 【再掲】	高齢者が身近な地域で交流できる場となる「高齢者通いの場」を立ち上げ、または拡充する団体に対して運営費を補助し、高齢者を地域で支える活動を支援します。併せて、介護予防・フレイル予防推進員を活用して、運営者には研修会や交流会を、参加者には、健康相談等を実施し、フレイル予防に資する活動を支援します。

目標２ 生活支援

地域全体で見守り　住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します

【現状と課題】

本区では、高齢者人口の増加に加え、高齢者のみの世帯や単独世帯の割合が東京都や全国と比べて高いことから、日常生活の困りごとや不安を早期に把握し、必要な支援につなげることが不可欠です。生活全般の支えや災害時の取組を強化するなど、高齢者一人一人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっています。

地域包括支援センター（おとしより相談センター）には、高齢者本人だけでなく家族や地域住民からも多様な相談が寄せられており、介護、医療、住まい、生活困窮など、複合化・多様化するニーズに対応した支援を行うことが、一層必要になっています。

また、本区が実施した要介護・要支援認定者調査では、孤独感を感じている高齢者が４割を超えているほか、友人・知人と交流する機会が少ない高齢者も一定数みられました。今後は、高齢者の社会的孤立を防止しつつ、地域住民や関係団体、多様な主体が連携して平常時から災害時を見据えた見守りができる地域づくりを進めることも必要です。

さらに、高齢者の健康状態や生活環境は一人一人異なり、デジタル化の進展に伴い、情報取得や各種手続きへの対応にも差が生じています。個々の状況や必要に応じた支援を幅広く整え、誰もが利用しやすいサービスを充実していくことが求められます。

【施策の方向性】

- **（１）包括的な相談機能等の充実**
- **（２）安心・見守り体制の拡充**
- **（３）生活を支えるサービスの充実**
- **（４）避難行動要支援者対策の推進**

（１）包括的な相談機能等の充実

相談機能体制の充実を図り、必要な支援につながる環境を整えていくとともに、複雑化する課題に横断的に取り組みます。また、必要な支援が必要な時に届くよう、情報発信の充実を図ります。

【取組の方向性】

■おとしより相談センターを中心に総合支援体制を強化し、高齢者が身近な場所で気軽に相談でき、必要な支援を受けられる環境を整えます。あわせて、運営体制を強化して相談支援の質の向上を図り、地域に密着した窓口としての役割を高めていきます。
■福祉部門に留まらず幅広い部署に対し、重層的支援体制整備事業の周知と支援会議等の活用を促し、複雑化・複合化する課題の解決に連携して取り組む体制の構築を図ります。また、区民から相談を受ける職員への研修の充実、分野横断的な知識やアセスメント力の向上を図っていくとともに、相談に至るまでの障壁低減のためオンラインによる相談や予約の受付を実施していきます。
■高齢者が必要な時に必要な支援やサービスを利用できるよう、広報媒体を工夫するとともに、地域に出向いて周知を行うなど、伝わりやすく親しみやすい情報発信力を高めます。
■高齢者が元気なうちから自身の意思を反映させながら将来の生活に備えられるよう、人生の終焉に向けた準備活動を個別相談会や講演会により支援します。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	おとしより相談センターを中心とした総合相談支援	社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・保健師・認知症地域支援推進員などのおとしより相談センター職員が、高齢者のさまざまな相談を受け、適切な支援につなげます。また、在宅療養支援として、退院後の自宅での療養生活を円滑に始められるよう、医療機関などと連携して支援します。
②	おとしより相談センターの適切な運営・評価	おとしより相談センターの事業内容・活動内容について年度ごとの目標を設定するとともに、目標に対する到達度合等の評価を運営協議会の場で行い、ＰＤＣＡサイクルによる効果的な運営を図ることにより、センターの質の向上、課題改善等につなげます。
③	包括的相談支援体制の構築	京橋・日本橋・月島の３地域に設置しているふくしの総合相談窓口において、複雑化・複合化した課題等を抱えた方の相談を包括的に受け止めるとともに、アウトリーチによる支援を行いながら、継続的に支援します。あわせて、相談支援包括化推進員の配置により、相談支援機関同士の連携を強化するとともに、重層的支援会議や支援会議を活用し、単独の相談支援機関では対応が困難な複合的な課題を抱える区民やその世帯への支援を行います。
④	高齢者福祉事業の普及・啓発	高齢者に関する事業やサービスをまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や「介護保険べんり帳」などを配布するとともに、地域の町会・自治会、区民活動グループ等に出向きさまざまな普及・啓発を行います。
⑤	終活に関する相談・支援	終活に関する法律分野に対応可能な個別相談会や高齢者本人を含めた家族の問題として終活を捉えてもらえるよう講演会、エンディングノートの配布により理解の促進を図ります。

（２）安心・見守り体制の拡充

関係機関や関係団体など地域全体のネットワーク体制を整え、高齢者の安全安心を支える様々なツールを活用しながら、平常時から不測の事態に備えた支援体制づくりを推進します。

【取組の方向性】

■おとしより相談センターを中心に民生委員や地域住民、NPO、事業者などが連携した「地域見守り体制」を強化し、事業者連絡会等を通じた意識向上や見守りサービスの普及・啓発を図りながら、高齢者の変化に早期に気づき、かつ必要な支援が行き届く安全・安心な支援体制を構築していきます。

■「見守りキーホルダー」など認知症の方を見守る事業やサービスを継続して行うほか、徘徊等により行方不明になった時に地域のボランティア等が早期に対応できる体制を進めていきます。また、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」については、より小型な機器の導入及びGPS端末を収納できる専用靴を取り入れたことによる効果・実績を検証し、継続的な支援を行っていきます。

■「生活支援コーディネーター」の配置により地域ニーズを把握し、関係者へのつなぎ役として支え合いの体制づくりを推進しつつ、区全体と日常生活圏域ごとの「支えあいのまちづくり協議体」を通じてネットワークを強化し、地域課題の解決につなげていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動	見守りを要する高齢者への戸別訪問による安否確認や声かけなど地域見守り活動団体（あんしん協力員会）の取組について、支援を行います。
②	協定締結事業者による見守り活動	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で、高齢者の見守り活動を実施します。高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、適切な支援へつなぎます。
③	民生・児童委員による「ひとり暮らし高齢者等調査」	民生・児童委員が一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象とする「ひとり暮らし高齢者等調査」により高齢者の状況を把握するとともに、調査票を活用し地域での声かけや電話等による見守り活動を実施します。気になる高齢者がいた場合には、おとしより相談センターと連携して適切な支援へつなぎます。
④	一人暮らし高齢者等の安全・安心を支援する事業	24時間365日体制で健康に関する相談に対応し、緊急時には自宅を訪問して救助活動を行う「緊急通報システム」をはじめ、「食事サービス」や「救急医療情報キット」の配布などを通じて高齢者が安全・安心な生活を続けるための見守りや孤独感の解消に向けた支援などを行います。

	事　業	内　容
⑤	認知症高齢者の見守りサービス	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりＰＡＳＳ（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して認知症高齢者やその家族を支援します。
⑥	行方不明高齢者等捜索ネットワーク	「ちゅうおう安全・安心メール」や区公式LINEにより認知症等で行方不明となった方の情報を配信する行方不明高齢者等捜索ネットワークを実施します。
⑦	生活支援コーディネーターによる取組の充実	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進します。
⑧	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用	生活支援コーディネーターや関係機関等が定期的に情報共有・連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりを進めます。また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題解決にも取り組みます。
⑨	いきいき館の運営【再掲】	高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりにつながる多様な講座や利用者参加型のイベントを実施します。各館に孤立防止・生きがい推進担当を配置し、来館の途絶えた高齢者に「お元気ですか？コール」を行うなど地域の関係機関等と連携し、高齢者の社会的孤立防止にも取り組みます。
⑩	高齢者通いの場支援事業【再掲】	高齢者が身近な地域で交流できる場となる「高齢者通いの場」を立ち上げ、または拡充する団体に対して運営費を補助し、高齢者を地域で支える活動を支援します。併せて、介護予防・フレイル予防推進員を活用して、運営者には研修会や交流会を、参加者には、健康相談等を実施し、フレイル予防に資する活動を支援します。

（３）生活を支えるサービスの充実

健康状態や生活環境の異なる高齢者が、個々のニーズに即した支援が受けられるよう、誰もが利用しやすいきめ細やかなサービスの充実を図ります。

【取組の方向性】

■日常生活における困りごとや不安に応えられるサービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる環境を整えていきます。
■家具類転倒防止器具の設置やごみ・資源のふれあい収集など、支援を必要とする高齢者に確実に情報を届けられるよう、関係機関等を通じた情報発信を強化します。
■聴力の低下による日常生活への支障を軽減し、高齢者の社会参加や外出機会を広げるため、引き続き補聴器の購入費助成に取り組みます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	暮らしの困りごとサポート	日常生活での専門的な技術を要しない不便や困りごとについて、シルバー人材センターの会員が出張してサポートを行います。
②	入退院時サポート	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、入退院時の付添いや一時的な家事負担増をサポートします。
③	虹のサービス	高齢者や障害などで日常的な家事にお困りの方を地域の方がお手伝いする、たすけあい活動を行います。
④	家具類転倒防止器具の設置	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供します。
⑤	補聴器購入費用助成事業	聴力の低下が認知機能の低下につながる恐れがあることから、ヒアリングフレイルの予防についての普及啓発や早期発見等に取り組み、必要な方に補聴器の購入費を助成します。
⑥	ごみ・資源のふれあい収集	障害のある方や65歳以上の高齢者のみの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行います。

（４）避難行動要支援者対策の推進

高齢者や障害者などの避難行動要支援者が、災害時に孤立しないよう、平常時から地域や事業者等と連携し防災への普及啓発を図りながら、実効性のある備えを進めていきます。

【取組の方向性】

■広く区民を対象に「災害時地域たすけあい名簿」の普及啓発活動を行うとともに、その活用方法と安否確認訓練・支援体制づくりを推進します。また、避難支援者となり得る方が集まる機会などで、「個別避難計画」の必要性の周知に取組んでいきます。
■避難行動要支援者については、オートコールシステムへの登録を推進し、定期的な訓練を行うことで、オートコールシステムを活用した安否確認体制の整備を進めます。
■災害時に通常の避難所での生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について、職員・協定締結事業者が発災時に円滑な行動ができるよう、福祉避難所運営訓練を通して開設・運営への理解を深めていきます。
■大規模災害や感染症発生時においても、介護サービスを維持するため、事業者向けの備蓄対策やBCP（事業継続計画）策定にかかる研修を継続するとともに、締結済みの安否確認に関する協定の実効性を高めるための実践的な訓練を定期的に実施します。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「災害時地域たすけあい名簿」の配布	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、災害に備えて、本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、地域の見守り体制を整えていきます。
②	避難行動要支援者支援体制の整備	「災害時地域たすけあい名簿」などを活用し、支援体制の整備に向けた取組を防災区民組織など地域とともに進めます。
③	「個別避難計画」の作成	避難行動要支援者の災害時における避難支援をより確実に実施するため「個別避難計画」の作成を進めます。
④	オートコールシステム	発災時の避難行動要支援者の安否確認について、オートコールシステムにより対象者に一斉架電し、受電した応答内容を自動でテキスト化し情報を集約することで、避難支援者が行う安否確認活動を支援します。
⑤	福祉避難所の整備	災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための物品の備蓄の充実や、円滑な避難所運営に向けて関係機関との連携体制強化を図ります。
⑥	介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備	介護事業者向けにBCP(事業継続計画)策定にかかる研修を継続実施するとともに区と介護保険サービス事業者連絡協議会との間で締結している「要介護高齢者の安否確認等に関する協定書」の実効性を高めるため、災害発生を想定した実践的な訓練を実施するなど、支援体制整備に取り組みます。

目標３ 医 療

自分らしく生活できる在宅療養支援を推進します

【現状と課題】

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年を目途として医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムが推進されてきました。今後は、団塊のジュニア世代が高齢者になる令和22（2040）年を見据え、医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加に対応した医療・介護サービスの提供体制を構築していく必要があります。

多様な医療ニーズや災害時などに迅速に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、安全な医療提供体制を確保することが必要です。関係機関との緊密な連携のもと、質の高い医療が安定的に受けられる地域づくりを進めることも重要です。介護人材実態調査では、介護サービス事業所の74.6%が医療機関等と「十分連携している」「ある程度連携している」と回答しています。一方で、医療と介護の連携は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために重要であることから、引き続き関係機関の連携促進に努める必要があります。

さらに要介護・要支援認定者調査では、「認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けたい」と回答した要介護・要支援認定者は約60%に上り、地域で生活を継続したいニーズは高いと言えます。自分らしく最期まで、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、在宅での療養が必要になったときに本人や家族が医療や介護サービスを適切に選択できるよう、在宅療養について広く区民に普及・啓発していくことが必要です。

また、医療技術の進歩や在宅医療の充実により、自宅で療養しながら生活を継続することが可能となる一方で、人生の最終段階をどこでどのように過ごすかについて、本人や家族が十分に話し合い、意思決定できる環境づくりの重要性が高まっています。本人を主体に家族や親しい人、医療・介護従事者などと一緒に、本人の希望や価値観に沿った生活、医療・ケアについて、話し合い共有する「ＡＣＰ（人生会議）」について、高齢者福祉に関する生活実態調査と要介護・要支援認定者調査では「全く知らなかった」との回答が共に約70%に上がっています。そのため、こうした意思決定支援についても、普及・啓発を強化していく必要があります。

【施策の方向性】

（１）安全・安心な医療の確保

（２）在宅医療・介護連携の推進

（３）在宅療養支援の普及・啓発

（１）安全・安心な医療の確保

区民が住み慣れた地域で、安全かつ安心して医療を受けられる環境を整備するため、引き続き区内医療機関等との連携を進めます。夜間・休日の救急対応、在宅療養中の急変時対応、さらには大規模災害時の医療救護に至るまで、切れ目のない支援体制を構築します。

【取組の方向性】

■健康状態や生活機能の低下のサインを早期に発見できるよう、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密に連携し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・定着を図ります。そのため、健康増進にかかるイベント等を通じて「かかりつけ医 MAP」、「かかりつけ歯科医 MAP」の周知を進めます。
■医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで切れ目なく対応できる医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。
■休日応急診療所などの緊急時の医療体制を引き続き確保していきます。また、在宅療養者本人およびその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や緊急ショートステイによる切れ目のない支援体制を維持します。
■特別養護老人ホームへの看護職員の雇用費の助成などにより、高度な医療を必要とする高齢者の受入れを促進していきます。
■災害時に迅速な医療救護を行うため、応急救護連携会議において応急救護体制などの強化に向けた検討を行うとともに聖路加国際病院や医師会等と各種訓練を実施していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布	医療相談窓口を設置するとともに、「かかりつけ医ＭＡＰ」等の配布などを通じて区内医療機関の情報を分かりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図ります。
②	地域医療体制整備のための医師会等との連携	病床の機能分化などの状況を勘案し、今後の訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導などの在宅医療ニーズに関して医師会等と連携を強化し、地域医療体制の整備に向けた協議を行います。
③	休日等診療	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日等における急病患者に対する診療（内科・歯科等）および調剤を実施するとともに、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送にも対応します。
④	在宅療養支援病床の確保	在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、区内および隣接区の病院3カ所に緊急一時入院のための病床を確保します。
⑤	緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）の提供	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用ができるショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応します。
⑥	特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成	区内の特別養護老人ホームの運営事業者に対し、看護職員を雇用する経費を助成し、看護職員の配置を促進することにより、経管栄養などの医療処置を必要とする入所希望者の受入れを促進します。
⑦	災害時の応急救護体制の整備	災害発生時に、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、迅速な対応ができるよう、応急救護連携会議を開催するとともに応急救護訓練などの訓練を通じて、応急救護体制の強化を図ります。 災害時の応急救護体制を強化するため、区内在住・在勤で区内医療関係団体に所属していない方を対象とした医療救護活動従事スタッフを募集します。

（２）在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を共に必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう医療機関及び介護サービス事業所等の円滑な連携体制を構築します。

【取組の方向性】

■学識経験者や専門団体等で構成する「中央区在宅療養支援協議会」において、医療・介護連携ネットワークの推進を図ります。
■情報の共有化においては、MCSを中心にICTの活用を促進するとともに、「在宅療養支援の手引」の普及を通じて、多職種間での連携強化に努めます。
■在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者との交流の場を継続的に設け、医療と介護の連携を強化します。
■入退院支援、看取り、認知症の対応力強化など在宅療養にかかる課題について、グループワーク等の実践的な研修を通じて在宅医療に関する知識や理解を深めます。
■区民に対しても、ホームページやパンフレットを通じて地域の医療・介護資源の見える化を図り、適切な情報提供を行います。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	在宅療養支援協議会の開催	学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等により構成される「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、在宅療養に係る区民への啓発などについて協議を行います。
②	医療・介護サービス従事者の多職種連携	医療と介護双方のニーズを有する高齢者の支援のポイントなどを示した「在宅療養支援の手引」を活用するとともに、医療と介護関係者の連携を進めるためＩＣＴを利用した多職種連携体制の構築を支援します。
③	医療と介護の関係者の交流の場の開催	医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職員を対象としたグループワーク研修を区やおとしより相談センターが中心となって開催し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供します。
④	医療・介護サービス資源の把握および情報提供	在宅療養支援診療所の届出を行っている医療機関をはじめ、訪問看護ステーションなど、在宅療養の関係機関の情報（所在地、連絡先など）をリスト化してホームページなどで情報提供します。

（３）在宅療養支援の普及・啓発

在宅での療養や看取り、「ACP（人生会議）」について、普及啓発を進め望む医療・ケアについて本人や家族等が繰り返し話し合い、共有できる環境づくりを推進します。

【取組の方向性】

■在宅療養支援シンポジウムや講演会の開催を通じて、在宅での看取りや、在宅医療や介護サービスの適切な選択方法、人生の最終段階における希望をあらかじめ話し合う「ACP（人生会議）」の重要性について、広く周知し、在宅療養を具体的な選択として考えられるよう取り組んでいきます。
■リーフレット等の活用により、本人や家族等に本人が望む医療やケアについて前もって考えることの大切さを伝えるとともに、介護サービス事業者の連絡会や研修会を通じて、「ACP（人生会議）」の重要性について普及啓発を強化します。
■歯と口腔機能の維持は全身の健康維持に直結するため、在宅における訪問歯科診療の普及啓発を行います。歯科医師会等との連携のもと、通院困難な要介護者などが必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる体制を周知し、在宅療養者の生活の質の維持・向上を図ります。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催	在宅療養や在宅での看取り、ＡＣＰ（人生会議）などに関する普及・啓発を図るため、区民を対象としたシンポジウム、講演会の開催や区民向けリーフレットを作成・配布をします。
②	在宅療養支援訪問看護事業	在宅療養生活の中核を担う訪問看護サービスの利用を促進するため、導入を迷っている利用者や家族が体験的に利用できる、お試しサービスを提供することにより利用の後押しをします。
③	訪問歯科診療の普及・啓発	在宅要介護者などが自宅で必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる訪問歯科診療について、歯科医師会と連携し、普及・啓発を行います。

目標４ 介 護　介護サービスの質の向上と人材の確保を推進します

【現状と課題】

令和８年６月 25 日に社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され（令和９年４月１日施行）、福祉人材の安定的な確保・定着を図るため、介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置の見直しや、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格更新制の廃止などの制度改正が行われました。こうした見直しにより、介護人材の負担軽減や確保・定着が期待される一方で、介護サービスの質の維持・向上や介護給付の適正化を推進していくことが重要となっています。

要介護・要支援認定者調査では、介護サービスを利用している方の多くは現在のサービスに一定の満足感を示していることから、今後もサービスの質の向上を図り、利用者の満足度を維持・向上していくことが求められます。また、高齢者が中重度の要介護状態や認知症になっても、住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けるためには、本人の状態やニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供と介護者の負担軽減を両立することが重要です。

また、介護サービスを支える人材については、全国的に介護人材不足が深刻化しており、本区においても介護職員の確保・育成・定着が喫緊の課題となっています。介護ニーズの増加に対応しながらサービスの質を維持・向上していくためには、介護職員が安心して働き続けられる環境づくりや、ICT 等の活用による業務効率化、生産性向上を推進していくことが求められます。また、介護人材不足の助けとなる方法の一つとして、介護事業者だけでなく、地域住民や多様な主体との連携を進めながら、高齢者一人一人の状態に応じたサービスを提供していくことが必要です。

【施策の方向性】

- **（１）介護サービスの質の向上**
- **（２）在宅生活を支えるサービスの充実**
- **（３）介護人材の確保・育成・定着支援**
- **（４）家族介護者等への支援**

（１）介護サービスの質の向上

行政による適切な運営指導に加え、第三者機関による客観的な評価、窓口での相談体制を整備し、介護サービスの質の確保を図ります。あわせて、ケアマネジメント力の向上や事業者の防災力の強化にを取り組むことで、区民がどのサービスを選択しても、安全かつ質の高いケアを受けられる環境を整備します。

【取組の方向性】

■「介護給付適正化指導調整専門員」によるケアプラン点検を行い、ケアプランがケアマネジメントプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているのかを基本となる事項について介護支援専門員（ケアマネジャー）とともに検証・確認することにより、ケアマネジメントの質の向上を目指し介護給付の適正化を図ります。

■介護事業所に対する定期的な運営指導を実施し、人員・設備・運営基準に関する法令等の適合状況を確認することで、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護及び介護給付の適正化を図ります。また、東京都と連携し、運営指導体制の充実を図ります。

■「福祉サービス第三者評価」の受審費用を助成し、専門機関による客観的な評価を促進します。評価結果の公表を通じて、サービスの質を「見える化」し、利用者が適切なサービスを選択できるよう支援します。

■おとしより相談センターを中心とした「地域ケア会議」を開催します。医療・福祉・介護の専門職が参画する個別事例に対する多角的な意見交換を行うことで、高齢者一人一人の事情に応じたきめ細かな支援体制を確立します。

■地域包括ケアの中核を担うケアマネジャーに対し、困難事例への個別相談や資質の向上を目指した研修の充実を図ります。主任ケアマネジャー間のネットワークの構築を支援し、地域全体の相談体制を強化します。

■大規模災害や感染症発生時においても、介護サービスを維持するため BCP（事業継続計画）策定にかかる研修を継続するとともに、締結済みの安否確認に関する協定の実効性を高めるための実践的な訓練を定期的に実施します。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	介護給付の適正化	ケアプランがケアマネジメントプロセスを踏まえ利用者の尊厳の保持・自立支援に資する適切なケアプランとなっているのかを介護給付適正化指導調整専門員による点検を行い、基本となる事項について介護支援専門員とともに検証確認し、ケアマネジメントの質の向上を目指すとともに給付の適正化を図ります。
②	介護事業所への運営指導の実施	良質な介護サービスを提供するために、介護事業所を訪問しながら運営指導を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、介護事業所の運営等に関して指導・助言等を行います。また、東京都と連携し、介護事業所の運営指導体制の充実に努めます。
③	地域ケア会議の開催	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型、問題解決型および資質向上型の地域ケア会議を開催します。本会議を通じて、関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発を行うとともに、地域ニーズの把握や高齢者一人一人の事情に応じたきめ細かい支援、さらには関係者の資質の向上につなげ、地域全体の介護サービスの質を高めるよう努めます。
④	介護保険地域密着型サービスの適切な運営	介護保険地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営およびサービス事業者の公正・公平な指定を図るため、広く専門的な意見を聴取することを目的として、学識経験者、医療関係団体の構成員、介護サービス事業者代表、福祉関係団体の構成員、被保険者代表等で構成する介護保険地域密着型サービス運営委員会を設置し、運営します。
⑤	ケアマネジャーの支援	おとしより相談センターが地域のケアマネジャー等の抱える困難事例や業務上の悩みに対する個別相談・支援を行うとともに、専門性や対応力を高める研修会を開催し、実践的な能力向上を図ります。さらに、地域ケアマネジメントの中核を担う主任ケアマネジャー同士のネットワーク構築や連携体制を支援し、地域全体のケアマネジメント力の向上に努めます。
⑥	介護事業者の支援	「介護保険サービス事業者連絡協議会」の主体的な運営を支援し、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携等さまざまなテーマの研修会を開催します。また、同協議会会員向けに区から迅速な情報を提供したり、国や東京都などから発信される最新情報等を共有するため事業者支援関連システム（ケア倶楽部）を提供します。研修参加率の向上やケア倶楽部の利用促進方法などを検討し、区と介護事業者間のさらなる連携強化に努めます。

	事　業	内　容
⑦	介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備【再掲】	介護事業者向けにBCP(事業継続計画)策定にかかる研修を継続実施するとともに、区と介護保険サービス事業者連絡協議会との間で締結している「要介護高齢者の安否確認等に関する協定書」の実効性を高めるため、災害発生を想定した実践的な訓練を実施するなど、支援体制整備に取り組みます。
⑧	福祉サービス第三者評価受審費用の助成	利用者のサービス選択のための情報提供や事業者のサービスの質の向上に向けた取組を促進することを目的とした福祉サービス第三者評価（公正・中立な第三者である評価機関が、専門的かつ客観的に、福祉サービス事業者が提供するサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する制度）の受審に要した費用の一部を助成することにより、介護事業者の受審を促進します。
⑨	介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消に取り組みます。

（２）在宅生活を支えるサービスの充実

24 時間対応の訪問サービスなどの維持に加え、リハビリテーションによる自立支援、さらには制度の枠組みを補完する区独自の付加的サービスを一体的に提供します。

【取組の方向性】

■中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、「小規模多機能型居宅介護」の特色や利用事例、事業所紹介等をまとめたパンフレットで周知を図り、利用を促進していきます。また、利用者が快適で安全に利用できる環境を維持するため、必要な修繕等を適切に実施していきます。

■重度者をはじめとした要介護高齢者の自宅での生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について要介護認定の結果通知等に案内チラシを同封するとともに区内の居宅介護事業所等へ配布し、利用を促進していきます。

■無理なく在宅介護を続けられるよう、ショートステイや緊急ショートステイなどによる切れ目のない支援を継続していきます。

■入浴サービス、紙おむつの支給等の介護サービスを補う区独自のサービスについては、サービスの利用状況やニーズをふまえ、必要に応じた見直しを行いながら、自宅での生活の継続を支援していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「小規模多機能型居宅介護」の維持管理	「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、区内３カ所の事業所（定員79人）の維持管理を行います。
②	巡回型ホームヘルプサービスおよび定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供	要介護者が居宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅へホームヘルパーを派遣し、身体介護を提供するサービスで、「巡回型ホームヘルプサービス」および「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を組み合わせることで24時間365日の対応が可能なサービスを提供します。
③	リハビリテーション提供体制の検討	地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、介護事業所の数や利用率のデータなどを活用して地域の実態や課題の分析に努めます。
④	ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（８事業所76床）を提供します。
⑤	緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）の提供【再掲】	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できるショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応します。
⑥	介護老人保健施設「リハポート明石」の運営	利用者の在宅復帰率向上や介護者の負担軽減を図るため、指定管理者による運営を行います。
⑦	区独自の在宅サービスの提供	入浴サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護サービスの種類や量を補う区独自のサービスを提供します。

（３）介護人材の確保・育成・定着支援

介護人材確保支援事業及び合同就職相談・面接会等により未経験者からでも介護職に就労できるよう支援していきます。また、介護職員等が働きやすい職場環境の実現及び介護人材の定着を図るため、介護職の居住支援を一体的に推進します。

【施策の方向性】

■ハローワークや東京都福祉人材センター等と連携した「介護職合同就職相談・面接会」の開催方法を見直し、求人者と事業所のマッチング向上を図ります。
■初任者研修、ビジネスマナー等の研修、就業支援及び就業後の定着フォローまでを一貫して行う「介護人材確保支援事業」を展開し、安心して、介護の現場で活躍できる環境を整えます。離職者に対する再就職支援も含め、一人一人のキャリアに寄り添った「伴走型支援」により、将来の担い手を確保します。
■都市部特有の課題である高い住居費負担を軽減するため、「地域密着型サービス事業所等介護職員宿舎借上支援事業」を継続し、若手職員等の生活基盤を安定させることで介護人材の確保・定着につなげます。
■ICTの導入支援や各種補助金の活用促進を図り、介護現場の事務負担を軽減する「業務効率化」を推進します。
■専門職だけでなく、地域住民やボランティアを「生活支援の担い手」として育成・活用する仕組みを構築します。人員基準を緩和した予防生活援助サービスの従事者研修を実施し、多様な世代が介護予防・生活支援に参画できる機会を広げます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	介護職合同就職相談・面接会	ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護事業所の企業ＰＲと就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催します。
②	介護人材確保支援事業	未経験者でも介護職に就労できるよう、介護職員初任者研修、ビジネスマナー等の研修および就業支援を実施するとともに、区内介護事業所に対しても、就労希望者の受入れをサポートし、その上で、両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援します。また、就業後も定着支援のためのフォローを行いながら、離職者には再度、事業所情報を提供するなど再就職につなげます。
③	地域密着型サービス事業所等介護職員宿舎借上支援事業	区内地域密着型サービス事業所等が介護職員などのために借り上げた民間賃貸住宅の賃料等の一部を補助することで、介護職員等の確保及び定着を図ります。
④	介護事業所の雇用・育成支援の情報提供	東京都が実施している介護人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組の周知啓発を行います。また、外国人介護人材の受入れ環境整備および職場環境の改善などへの東京都の支援事業を事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知します。
⑤	ICT利用促進の情報提供	区内介護事業所に対して、助成制度を活用したＩＣＴ導入を働きかけます。事業者支援関連システム（ケア倶楽部等）で情報を一元化して提供することで、介護現場の業務効率化を図ります。
⑥	介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の育成支援	区独自で緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者研修について、区ホームページや区施設でのチラシ配布により周知して総合事業の担い手を発掘・育成を支援します。

（４）家族介護者等への支援

介護者の休息（レスパイト・介護者慰労）の確保はもとより、知識・技術の習得支援、そして介護離職を防止するための就労支援を一体的に推進します。

【取組の方向性】

■特別養護老人ホームの人材や施設の設備、福祉用具等を活用した「介護者教室・交流会」の開催により、家族介護者等への支援の充実を図っていきます。
■「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護に対する備えや介護離職防止などに関する講座において、多くの参加者を獲得できるようテーマなども工夫しながら継続的に実施するとともに、介護者支援を行う介護支援専門員や就労している介護者、区内企業等に積極的に発信していきます。
■身近な相談機関であるおとしより相談センターに、家族等が介護の悩みや不安などを気軽に相談できるよう、周知および啓発を図っていきます。
■高齢者本人や家族等が希望に沿った介護事業者を見つけられるよう、介護事業者情報検索システム（けあプロ・ｎａｖｉ）等により、介護事業者情報を提供していきます。
■地域のレスパイト拠点としての機能をもつショートステイを提供することで、介護をしている家族の身体的・精神的負担の軽減を図っていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「介護者教室・交流会」の開催	介護する家族等を対象に、介護の知識・技術の習得を支援するとともに、介護者が抱える悩みの共有や情報交換の場を提供します。
②	就労介護者等を対象とした支援	家族の介護をしている方を対象に、介護に対する備えや介護離職防止などに関する講座を開催することで、仕事と介護の両立を支援します。
③	介護事業者情報の提供	区ホームページから参照できる介護事業者情報検索システム（けあプロ・ｎａｖｉ）により、高齢者本人や家族等が、居住地域やサービスの種類など希望にあった介護事業者を検索できるよう支援します。
④	おとしより介護応援手当	在宅で生活している寝たきりまたは認知症の高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活を支援します。
⑤	介護者慰労事業	寝たきりや認知症の高齢者を日常、在宅で介護している家族に、介護者慰労事業共通券や旅行券を支給します。
⑥	ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供【再掲】	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（８事業所76床）を提供します。
⑦	緊急生活支援宿泊サービス（緊急ショートステイ）の提供【再掲】	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できるショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応します。

目標５
認知症

認知症と共に
自分らしく暮らせる社会をつくります

中央区認知症施策推進計画

【現状と課題】

本区の令和８（2026）年３月現在の要介護・要支援認定者5,964人のうち、見守りまたは介護が必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は3,535人と約60%に上ります。今後の後期高齢者、特に介護ニーズの高まる85歳以上人口の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症施策の推進は重要な課題です。

こうした中、令和５（2023）年６月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しながら支え合う「共生社会」の実現を基本理念として、国、地方公共団体、サービス事業者、国民等がそれぞれの役割のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に進めることとされています。本区においても、本計画に認知症施策推進計画を包含し、認知症の人やその家族を地域全体で支える取組を一体的に推進していきます。

認知症は誰にとっても身近なものとして捉える必要があり、本人が尊厳を保ち住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには社会全体の理解が大切であり、そのため正しい知識や理解の普及・啓発を進める必要があります。

認知症のある方やその家族が身近な地域で生活を続けるためには、本人の状態や進行に応じた支援や支援につながることのできる相談・支援体制の充実、さらには関係機関や地域住民等との連携による見守りや支え合いを促進するなど、認知症のある方にやさしい地域づくりを進めることが重要です。

認知症への早期発見・早期支援により適切な相談や医療、介護サービスにつながることで、進行を緩やかにし、本人の生活の質の維持や家族の負担軽減が期待できることから、認知症サポート電話やおとしより相談センターなどの相談窓口のさらなる周知を図るとともに、本人や家族が早い段階から安心して相談できる体制を充実していくことが必要です。

また、認知症の進行に伴い、財産管理や契約手続など日常生活における意思決定支援や権利擁護の重要性が高まることから、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度の普及・啓発や本人の意思を尊重した支援体制の充実が必要です。

【施策の方向性】

（１）認知症に関する普及・啓発の推進

（２）認知症のある方の相談・支援体制の充実

（３）認知症のある方にやさしい地域づくりの推進

（４）認知症の早期発見・早期支援

（５）地域生活を支える権利擁護支援の充実

（１）認知症に関する普及・啓発の推進

発症前からの備え、早期の変化への気づき、進行状況に応じた適切な支援へと繋げる切れ目のない支援を展開します。また、正しい知識の普及により、認知症への不安を抱え込まず、誰もが地域社会の一員として共に歩んでいける社会を実現します。

【取組の方向性】

■認知症の備えや具体的なケア方法、進行状況に応じた適切な医療・介護サービスや相談窓口をまとめた認知症ケアパス「備えて安心！認知症」について、本人の視点や意見を反映できるよう内容の見直しを行うとともに、各種講座や相談窓口で配布するなど普及啓発に取り組んでいきます。
■認知症関連のパンフレット等に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を掲載し、機会を捉えて配布することで、本人や家族が早期の変化に気づくきっかけづくりを推進します。
■区民や在勤者の認知症に関する正しい知識を深めていくため、幅広い世代に対して認知症サポーター養成講座を普及・啓発するとともに、受講者の年代や特性に応じた内容の工夫を行い、サポーターの養成を推進します。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用	認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、今後の介護の希望などを記入できるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。高齢者向け講座や相談窓口等で配布・活用します。
②	認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等	認知症啓発パンフレット「知って安心 認知症」「認知症かな？と思ったら･･･」や東京都若年性認知症総合支援センターの案内を相談窓口等で活用するとともに、専門職員による出前講座などを行います。
③	「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発	認知症のある方本人や家族が認知症に早期に気づき、おとしより相談センターへの相談や医療機関の受診につながるよう、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を認知症啓発パンフレットおよびホームページなどに掲載し、周知します。
④	認知症サポーター養成講座の開催	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館などで幅広い年代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催し、地域で暮らす認知症のある方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大します。 子どものうちから認知症に関する理解を進めるため、子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催方法等を工夫して実施します。

（２）認知症のある方の相談・支援体制の充実

身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門医療機関と連携し、早期発見・治療に繋げます。

【取組の方向性】

■認知症サポート電話やおとしより相談センター等の相談窓口を記載した認知症啓発パンフレットの周知を図り、認知症のある方やその家族が気軽に相談できるようにしていきます。

■認知症が疑われるものの医療・介護サービスにつながっていない高齢者に対しては、「認知症初期集中支援チーム」による積極的な訪問支援（アウトリーチ）を活用し、専門医の指導のもと、一人一人の状態に応じたきめ細やかな支援を行います。

■各おとしより相談センターに配置している「認知症地域支援推進員」を中心に、医療機関、介護サービス事業所、地域の認知症サポーターと連携した総合的な相談・支援体制を推進します。

■認知症の発症や重症化と密接に関係する生活習慣病の予防・改善に取り組みます。レセプトデータ等の分析に基づき、慢性腎臓病（CKD）や糖尿病等の重症化リスクが高い被保険者に対し、保健師等による個別訪問指導（アウトリーチ支援）を行います。また、中央区健康アプリやウォーキングマップ等のデジタルツールを活用し、運動・栄養・口腔ケアが三位一体となった健康活動を促進することで、楽しみながらフレイル予防や認知症の進行抑制に取り組める仕組みを作ります。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援	認知症相談のための専用電話により、認知症のある方やその家族等周囲の方の悩みや不安について、専門職員による相談を受けます。また、身近な相談窓口としておとしより相談センターが相談を受け、必要な情報の提供とサービスにつなぎます。さらに、認知症のある方を支える周囲の相談支援も行います。
②	「認知症初期集中支援チーム」による支援	認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する原則40歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症のある方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職員によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族への支援を含めた初期の包括的支援を行います。
③	「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症のある方や家族等への相談支援	各おとしより相談センターの「認知症地域支援推進員」は、区の「認知症支援コーディネーター」と連携し、本人や家族、地域の方からの相談窓口となり、必要に応じて家庭訪問等を行い、適切な医療・介護サービスにつなぎます。
④	認知症疾患医療センターとの連携	認知症の専門医療相談や診断へのつなぎをスムーズに行うため、地域連携型認知症疾患医療センターの聖路加国際病院および地域拠点型認知症疾患医療センターの順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を図ります。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス【再掲】	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりＰＡＳＳ（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援します。
⑥	生活習慣病予防【再掲】	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病の予防を図ります。さらに、気軽な運動を推進するため、引き続き中央区ウォーキングマップの配布や中央区健康アプリの配信等による健康活動の普及啓発を図ります。また、国民健康保険では、区が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどから、生活習慣病に起因する慢性腎臓病の発症及び重症化予防のため医療機関受診勧奨のほか、保健師等が被保険者に対して生活習慣改善に向けた支援を実施します。

（３）認知症のある方にやさしい地域づくりの推進

認知症になっても、住み慣れた地域とつながりながら、希望を持ち安心して暮らし続けられる地域社会をつくります。

【取組の方向性】

■認知症サポーター養成講座については、学校や企業、地域団体などに開催方法も含めて周知することにより、若年層を含む幅広い層のサポーターを育成していくとともに、受講企業等に認知症サポーターの証である「認知症サポーターステッカー」を配布し掲示してもらう等、認知症のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
■区民のキャラバン・メイトを養成し、おとしより相談センターの支援のもと、認知症サポーター養成講座の講師として活動の場を広げていくことにより、地域コミュニティにおける認知症への理解を深めます。
■認知症サポーターや専門相談員、地域のさまざまな担い手とともに、認知症のある方とその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェを支援し、地域とのつながりをもちながら自分らしく希望を持って暮らし続けられる場の充実に取り組んでいきます。
■区民、地域見守り活動団体、協定締結事業者などの多様な担い手による地域の見守りネットワークを強化し、地域とのつながりを維持しながら安心して暮らせる環境を整備します。
■地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による戸別訪問や安否確認に加え、宅配事業者等の民間企業との協定に基づき、通常業務の中で異変を察知する「日常的な見守り」を強化します。また、専門職による「地域ケア会議」を活用し、個別の状況に応じた最適なサポート体制を多職種で検討することで、複雑な課題に対しても支援を提供します。
■認知症のある方本人の話を聞くことにより、地域で希望や役割を持って生活できるよう本人発信の支援を行うとともに、社会参加の機会の確保について検討します。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館などで幅広い年代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催し、地域で暮らす認知症のある方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大します。 子どものうちから認知症に関する理解を進めるため、子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催方法等を工夫して実施します。
②	認知症サポーターおよびキャラバン・メイトの活動支援	ステップアップ講座や交流会等を通じて、認知症サポーターおよび認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの活動を支援します。
③	認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援	専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに、認知症のある方やその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェ（気軽に相談できる場）の支援を図るとともに、認知症のある方本人からの発信の機会をつくります。
④	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動【再掲】	見守りを要する高齢者への戸別訪問による安否確認や声かけなど地域見守り活動団体（あんしん協力員会）の取組について、支援を行います。
⑤	協定締結事業者による見守り活動【再掲】	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で、高齢者の高齢者の見守り活動を実施します。高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、適切な支援へつなぎます。
⑥	認知症支援における地域ケア会議の活用	認知症高齢者が地域で住み続けられるよう、必要に応じて、おとしより相談センターが地域ケア会議を開催し、地域におけるサポート体制の強化に努めます。
⑦	行方不明高齢者等捜索ネットワーク【再掲】	「ちゅうおう安全・安心メール」や区公式LINEにより認知症等で行方不明となった方の情報を配信する行方不明高齢者等捜索ネットワークを実施します。
⑧	認知症のある方本人の発信・社会参加	認知症のある方本人の話を聞くことにより、地域で希望や役割を持って生活できるよう本人発信の支援を行うとともに、社会参加の機会を検討します。

（４）認知症の早期発見・早期支援

区民一人一人の「気づき」を促すとともに、医学的根拠に基づく検診や支援が届きにくい層へのアウトリーチ（訪問支援）を一体的に推進します。

【取組の方向性】

■認知症の初期段階で早期に発見し、適切な支援を受けられるよう、「もの忘れ予防検診」を実施し、普及啓発を推進することで、認知症に備え、心身の健康を維持しながら自分らしい生活を継続できるよう支援します。
■認知症および軽度認知障害（MCI）の早期発見の重要性や相談窓口の普及啓発に加え、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を活用し、一人一人の気づきの機会を充実するとともに、認知症サポート医等との連携のもと、認知症の症状に応じた切れ目のない支援を行います。
■若年性認知症のある方やその家族が抱える「仕事」や「家計」、「子育て」等の複合的な課題に対応するため、東京都若年性認知症総合支援センター等の相談支援機関や各相談窓口が密接に連携し、一人一人の状況に応じた柔軟な支援を行います。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	もの忘れ予防検診	検診実施医療機関において認知機能に関する問診・検査を行い、認知機能低下の疑いがあると判定された方を必要な支援につなげることにより、認知症の早期診断・対応を促進します。また、ホームページ、パンフレット等により正しい知識や治療方法等の情報提供を行います。
②	「認知症初期集中支援チーム」による支援【再掲】	認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する原則40歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症のある方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職員によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族への支援を含めた初期の包括的支援を行います。
③	認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用【再掲】	認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、今後の介護の希望などを記入できるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。高齢者向け講座や相談窓口等で配布・活用します。
④	「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発【再掲】	認知症のある方本人や家族が認知症に早期に気づき、おとしより相談センターへの相談や医療機関の受診につながるよう、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を認知症啓発パンフレットおよびホームページなどに掲載し、周知します。
⑤	若年性認知症に関する相談支援	若年性認知症のある方本人や家族からの相談に対し、各相談窓口が連携し対応します。東京都若年性認知症総合支援センターを含む相談窓口の周知を促進します。

（５）地域生活を支える権利擁護支援の充実

成年後見制度を含めた権利擁護支援について、相談から利用に至るまで切れ目なく取組みを推進していきます。

【取組の方向性】

■成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及啓発を図るとともに、ケースの課題やニーズを的確に把握し、状況に応じて関係機関と積極的に連携するなど、相談・支援体制を強化していきます。また、本人の意思を尊重し、利用する制度やサービスを適切に選択できるよう、チームによる見守りや意思決定支援の体制を整備します。
■地域における担い手として、区民後見人を養成します。また、養成後は中央区社会福祉協議会による法人後見を行う場合に後見支援員として活躍の場を提供するなど、活動機会の充実を図ります。
■認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施していきます。
■成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークづくりを推進していきます。
■町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルを未然に防止します。
■高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待等について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待を防止し適切な支援が行われる連携体制を整備していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発	成年後見制度を含めた権利擁護支援への理解向上、利用促進を図るため、ホームページ、SNS、リーフレット等による広報活動のほか、講座・講演会の実施による普及・啓発を行います。また、申立費用・報酬助成制度等についても様々な方法で周知を行います。
②	成年後見制度を含めた権利擁護支援の利用促進	、地域関係者と連携した相談体制の強化、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、チームによる見守りを継続的に行います。また、支援方針の検討等の際、司法・福祉専門職の助言を受ける機会として、権利擁護支援推進協議会等を積極的に活用し、支援体制の強化を図ります。
③	区民後見人の養成および活動機会の充実	地域における担い手として、区民後見人を養成するため、講習、フォローアップ研修等を実施します。また、養成後の区民後見人候補者のモチベーションの確保を図るため、講座等の講師や権利擁護支援事業、法人後見業務における支援員として活躍の場を提供します。
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施します。
⑤	地域連携ネットワークづくりの推進	区および成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、中核機関として、成年後見制度等の利用に係る相談や支援を担うほか、関係機関との連絡調整を行います。本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなる地域連携ネットワークを構築し、地域における関係機関等との連携強化や自発的に協力する体制づくりを進めます。
⑥	高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応します。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。

＜参考＞ 中央区認知症施策推進計画の策定にあたって

１　計画の位置づけ

本計画は、令和６（2024）年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条に基づく市町村認知症施策推進計画として策定するものです。

認知症は、高齢者に限らず、65歳未満で発症する若年性認知症を含め、誰もがなり得る身近なものとなっています。今後、単身世帯の増加や地域とのつながりの希薄化が進む中、認知症の有無に関わらず誰もが「自分事」として捉え、互いに尊重し支え合いながら自分らしく暮らせる「共生社会」の実現は重要課題です。認知症のある方の生活を支えるためには、医療や介護サービスはもとより、住まい、外出、社会参加、権利擁護といった日常生活のあらゆる側面において、各施策が連携していくことが不可欠です。こうした背景を踏まえ、本区では「中央区認知症施策推進計画」を独立した計画として策定するのではなく、「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の中に包含し、一体的に策定することといたしました。

２　計画期間

計画期間は、介護保険事業計画等の施策と足並みをそろえ、効果的な推進を図る必要があることから、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間とします。

３　計画策定にあたり反映した認知症のある方とその家族の声

認知症のある方やその家族の思いを把握し発信支援を推進するために実施した令和６（2024）年度「中央区認知症の方と家族へのアンケート調査」では、認知症のある方やその家族が認知症の症状による困りごとや不安な気持ちから日常生活への支援を必要としていることが分かります。

本人の声	家族の声
忘れることが多くてまるで世界が変わったように感じる	自分の時間を持ちたい
友人とのつながりを大切にしている	うまく介護サービスを使っていく
優しい目で見守ってほしい	話をきいてもらいたい
みんなが気にかけてくれることが嬉しい	本人ができることを一緒にやってみたい
家族・友人と旅行に行きたい	認知症でも本人が努力している

本計画では、こうした「本人の声」や「家族の声」を尊重しながら、認知症になっても一人ひとりが希望を持って、地域の中でいきいきと暮らすことができるよう施策を展開していきます。

４　施策の体系について

認知症施策を推進するための具体的な方針および内容については、本冊子の別項（３４～４４ページ参照）に詳述する通りです。本計画に基づき、認知症のある方を含む地域住民、医療・介護・福祉が一体となって、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

目標６ 住まい

安心して生活できる 住まいの確保を支援します

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安全かつ快適に、安心して暮らし続けるための「住まい」の確保と居住環境の整備は、極めて重要な課題となっています。本区では住宅マスタープランに基づき、ライフステージの変化に対応し、誰もが安心して住み続けられる住環境の整備や、高齢者の増加を見据えた住宅供給を推進してきました。また、令和６（2024）年の生活困窮者自立支援法の改正等を踏まえ、住まいの確保に配慮が必要な方に対する居住支援の充実にも取り組んできました。今後も心身の衰えや要介護状態となっても、その尊厳が守られ、安心して過ごせる適切な居住の場を選択できる体制づくりが求められています。

要介護・要支援認定者調査では、要介護状態になった場合でも「自宅で暮らしたい」との希望が多数ある一方、高齢者向けの住宅や特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホームへの入居や入所の希望も一定の割合を占めており、介護期の多様な住宅ニーズがみられるため、高齢者が安心・安全に住み続けられる住環境の整備が必要です。

一方で、身体状況の変化により現在の住まいで生活を継続することが難しくなる場合や、住み替えを希望しても住宅確保が困難となるケースも想定されます。また、近年は地震や風水害などの自然災害が頻発しており、住まいの安全確保などへの備えも重要となっています。高齢者が安心・安全に住み続けられる環境を整備するために、住宅施策と福祉施策を一体的に推進するとともに、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進めることが必要です。

【施策の方向性】

（１）施設サービスの充実

（２）快適な住まいと住環境を確保するための支援

（１）施設サービスの充実

高齢者施設のサービスの充実と安心・安全な管理運営を行っていくとともに、高齢者の人口増加を見極めながら民間事業者の供給を誘導し、住まいの確保を図っていきます。

【取組の方向性】

■在宅生活が困難となった要介護高齢者のセーフティネットとして、区立特別養護老人ホームを運営し、事業者と協力してより一層の安全・安心なサービスと質の高いケアを提供していきます。
■様々な機会や各施設の利用率・需要を捉えながら、サービス付き高齢者向け住宅や認知症高齢者グループホーム等の民間事業者の供給を誘導し、見守りや生活支援のある住まいを希望する高齢者の住まい方を支援します。
■シルバーピア事業運用については、高齢化に伴う課題が多様化しているため、関連部署と連携を行い、適正な自立支援を行います。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	区立特別養護老人ホームの運営	家庭で介護を受けることが困難な要介護高齢者の入所施設である特別養護老人ホームを運営します。
②	認知症高齢者グループホーム等の供給誘導	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなど各施設の利用状況や入所申込状況を見極めながら、民間事業者の供給を誘導します。
③	シルバーピア等の供給	住宅に困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立・区営住宅、借上住宅の管理運営をしています。高齢者の特性に配慮し自立した生活を支援するため、安全で利便性の高い構造や設備を備え、生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置した住宅（シルバーピア）の管理運営をしています。
④	サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮したサービス付き高齢者向け住宅等の供給を誘導しています。

（２）快適な住まいと住環境を確保するための支援

住宅の確保に困窮している高齢者等を支援するため、入居に係る様々なサポートを推進していくとともに、安心・安全な生活環境確保の取組みを総合的に支援していきます。

【取組の方向性】

■居住サポート住宅については、関係機関への広報活動やチラシの配架を行うことで制度の活用促進に取り組んでいきます。また、併せて中央区居住安定援助費用助成事業および中央区入居者死亡保険料助成事業を開始するとともに、不動産関係事業者や居住支援法人等への広報を充実させていきます。
■住まいの専門相談（仮称）では、居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者等住まいに関する課題を抱える方からの相談を受け付けるとともに、入居支援、および安定した居住を維持するための継続的な支援を行います。
■緊急時に警備会社等の迅速な対応や救急要請を行う緊急通報システムの設置や、介護保険給付（住宅改修費）の量を補う住宅設備改善給付を推進するとともに、耐震補強等の支援を行います。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進	身元引受人や連帯保証人が見つからない高齢者等のための「あんしん居住制度」および「家賃債務保証制度」の活用促進を図るため、制度を利用した場合の一部費用を助成します。
②	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進誘導	東京都や住宅関連団体等と連携して、賃貸住宅の家主に対して、住宅確保要配慮者（高齢者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方）向け賃貸住宅登録制度の情報提供を行うとともに、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅へ入居ができるよう、情報登録閲覧制度により広く情報提供を行っています。
③	居住サポート住宅の認定及び供給の促進	高齢者などの住宅の確保に特に配慮を要する方の中で、日常生活を営むために援助を必要とする方へ、賃貸人と居住支援法人等が連携しサポート（居住安定援助）を実施する「居住サポート住宅」の認定を行います。また供給促進のため、家賃低廉化のための費用や居住安定援助の利用に係る費用、入居者死亡保険の保険料を補助します。
④	住まいの専門相談（仮称）	住宅の確保にあたり配慮が必要な方等から住まいに関する相談を受け付け、入居に向けた支援や安定した居住に向けた継続的な支援を行います。
⑤	緊急通報システムの設置	一人暮らし高齢者等の安全を確保するため、自宅に緊急通報機器を設置します。緊急時に機器の緊急ボタンを押すと、事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員が救助活動を行うとともに、必要に応じて消防への救急要請を行うことができるサービスを提供します。
⑥	耐震補強等のための支援	耐震補強など住宅の修繕をしようとする方が必要な資金を調達することが困難な場合、融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんします。
⑦	住宅設備改善給付	在宅生活を支援するため、介護予防や自立支援の観点から、転倒予防や介護の軽減につながる住宅改修（手すりの取付やトイレの洋式化等）を必要とする場合の住宅設備改善費の給付を行います。また、身体の状態に合った住宅設備改善を実施するため、専門家による相談や助言を行います。
⑧	家具類転倒防止器具の設置【再掲】	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供します。